

令和8年度海外現地介護職員初任者研修開講支援事業 実施要領

補助事業の目的・内容	安心して受け入れることのできる即戦力としての外国人介護人材の確保のため、海外現地で初任者研修等の研修の開催に対して支援することを目的とする。
補助事業の対象者	兵庫県において、介護員養成研修(介護職員初任者研修)事業者指定を受けている法人
補助事業の対象経費	海外現地での初任者研修の開催に要する経費のうち、下記に該当するもの 人件費(本事業実施のために要する時間に応じた基本給及び超過労働に係る割増賃金に限る。)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷費)、役務費(通信運搬料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料 ※令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に納品・実施・支払が完了する経費が対象 ※購入品名、購入数量、購入金額、購入日、購入者名(法人名)の分かる領収書が必要
補助対象期間 (研修実施)	令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に開講し、完了(修了)した研修
補助金の額	・「対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に県内就職者割合を乗じた額」と補助基準額とを比較して、少ない方の額に補助率(1/2)を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。 ※実績報告時、実際に支出した金額が増えても、交付決定金額が上限となる ・補助基準額は、1講座の実施につき、2,000千円を限度とする。 ・県内就職者は、海外初任者研修受講者のうち、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に兵庫県内の介護事業所等に就職した受講者(令和9年3月31日時点での内定者を含む)とする。
補助事業の流れ	①申請書類に基づき、県において補助対象事業者を採択 ※予算がなくなり次第終了 ②県から補助金交付決定通知書を送付 ③事業者が事業計画書に記載の研修を実施 (領収書は必ず保管すること。領収書の宛名は法人名のものが必要。) ④実績報告書類を期日までに提出(令和9年4月頃予定) ※研修受講者の県内就職割合を調査させていただきます。 ⑤県から補助金確定通知書を送付、補助金額を支払い(令和9年5月頃予定)
申請回数	一度採択された事業者が、当該年度中に再度申請することはできないものとする